

就労継続支援 B 型事業所利用者への支援事業にかかる Q A ( 0821 更新 )

1 申請手順等について

1	申請の手引きに記載の提出期限に書類提出が間に合わない場合は補助金申請できないのか	書類提出が遅れる場合は提出期限までに県担当者に連絡のうえ指示を仰ぐこと。事前連絡がない場合は申請不可とする。
2	債権者登録書には、事業所と利用者のどちらの口座を記載すれば良いか	事業所の口座とする。事業所は責任を持って遅滞なく補助金を利用者に支給すること
3	補助対象は県所管の事業所ということであるが、政令・中核市に在住の利用者が県所管の事業所に通所している場合は、その利用者も補助対象となるのか。	補助対象となる。 (例：西宮市在住の障害者が芦屋市の事業所に通所する場合) ただし、政令・中核市在住の利用者が、政令・中核市から補助金を受ける場合は、その額を控除する
4	政令・中核市以外の市町から政令・中核市の事業所に通所している場合は、その利用者も補助対象となるのか。	補助対象とならない (例：加古川市在住の障害者が明石市の事業所に通所する場合)
5	他府県からの通所者がいる場合、その利用者は補助対象となるのか	補助対象となる (例：岡山県在住の障害者が赤穂市の事業所に通所する場合)
6	国又は地方公共団体からの補助金と同時に提出する必要があるか	同時に提出する必要はないが、内容によっては精算時に補助金を控除する場合がある。他の補助金等を申請した又は受領した場合は、個別に県担当者に相談すること
7	利用者によって工賃が異なる場合、利用者への配分方法はどのようにすれば良いか	事業所に一任する
8	申請にあたり就労支援事業活動増減差額の減少額に制限はあるか	制限は設けない
9	補助金は全て利用者に支給する必要があるか	補助金は全て利用者に支給すること (事業所としての取り分は認めない)
10	利用者への振込みにかかる手数料は事業者負担か	事業者負担とする
11	利用者への支払いについて何らかの記録を残しておく必要があるか	事業者は、補助金を支払った際に利用者から受領証を受け取る等、実績が確認できる書類を保管し、実績報告提出時に添付すること
12	補助金で工賃を補填した場合、来年度の工賃実績報告にその額は含めるのか	含めない 本補助金は利用者への工賃支援であり、工賃として支給するものではない
13	1-9 において、補助金について事業	既に工賃変動積立金や自立支援給付

	者の取り分は認めないとの記載があるが、既に工賃変動積立金や自立支援給付費等を財源として工賃を補填している場合であっても、補助金を当該財源に充当することはできないのか	費等を財源として工賃を補填している場合は、一旦就労支援事業会計に充当した額を財源となった会計に戻したうえ、改めて本補助金を就労支援事業会計に充当すること。 ただし、申請時に補填額が確認できる書類を提出すること なお、この場合「基本報酬の平均工賃月額」は、本補助金で利用者に工賃支援として支給した金額は控除して算出することとなるので留意すること
14	債権者登録書について、既に他事業で登録済であるが、改めて提出する必要があるか	債権者登録書と預金通帳の写しのいずれかを提出すること
15	補助金は、就労支援会計の作業収入として扱っていいか。 また、利用者へは、工賃として支払っていいか。	本補助金は利用者への工賃支援であり、工賃として支給するものではないことから、作業収入として扱ってはならない。補助金収入とすること。 利用者への支払いについても、工賃として支払うのではなく、県からの工賃支援であることを明確にすること。
16	1-13によると、基本報酬の平均工賃月額は、本補助金で利用者に工賃支援として支給した金額は控除して算出するとのことであるが、その場合、来年度の基本報酬の平均工賃月額が減少する。救済措置はあるのか。	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に記載のとおり、新型コロナウイルスの対応を考慮して、県が認める場合は、前年度（令和2年度）に代えて前々年度（令和元年度）の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることが可能とされている。

## 2 参考様式1について

1	月途中で増員（減員）した場合の人数等はどのように記載すればいいか	令和元年度工賃（賃金）実績の考え方に準ずる。（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL4参照） （除外可能な場合） ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者 ・月の途中において、入院又は退院した利用者 等
2	4～6月が微減収、7～9月が増収のため、4～9月計で増収となるが、補助金の対象となるか	4～6月分は対象となる。なお、4～6月の実績に変更が生じた場合は、必ず精算時に報告を行うこと
3	令和2年4月以降申請日時点で退所	事業所利用月のみ対象となる。精算払

	した利用者がある場合、その者は補助金の対象となるのか	にかかる書類提出時までに退所した利用者に連絡して意志確認を行うこと。連絡が取れない場合等、補助金が支給できない場合は精算払にかかる書類提出時に調整すること
4	利用者の工賃支援として、寄附金や市町補助等の収入があった場合、補助金の算定はどうなるのか	本補助金は、新型コロナウイルスの影響による利用者の工賃減少を支援するものである。同じ目的で、寄附金や市町補助等の収入があった場合は、交付額から控除することとなる。 その際、別紙1「就労継続支援B型事業所利用者支援事業所要額調書」の、寄附金その他の収入額(2)に当該金額を記載すること
5	<u>「就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援事業」や「感染症拡大防止対策への支援事業」への補助金を申請中であるが、本補助金での取り扱いはどうなるのか</u>	1-6に記載のとおり、内容によっては本補助金から控除する可能性がある。現時点では、全額控除するものとして扱い、参考様式2-1から2-5及び別紙1(2)に、「就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援事業」等への補助金申請額を記載すること。 なお、控除対象とならなかった場合は、第二四半期分の精算払時に調整する
6	<u>就労継続支援B型と生活介護の多機能型事業所を運営しており、生産活動は共通の作業をしていることから、経費等は年度末に按分している。この場合、令和2年度の月別実績はどのように記載すれば良いか。</u>	第一四半期申請については概算で算出した金額をもとに申請のうえ、第二四半期申請時までに金額を確定させたうえで精算することを認める。 ただし、金額を算出することが不可能な場合は支給対象外とする